

令和6年第2回東近江市教育委員会（臨時会）会議録

日 時 令和6年3月22日（金） 午後3時20分 開会

場 所 東近江市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	山本 一博
教育委員	青地 弘子	教育委員	沖田 行司
教育部長	沢田 美亮	教育部次長	中西 美智代
教育総務課長	池元 貴之	事務局(教育総務課長補佐)	小辰 あつ子

以上 8名

事務局 開会

教育長 それでは、ただ今から、令和6年第2回教育委員会臨時会を始めさせていただきます。
本日の協議事項につきましては、人事に関わる内容ですので、「東近江市教育委員会議事運営に関する規則」に基づき、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

教育長 それでは、本日の臨時会につきましては、非公開といたします。
今回の第2回臨時会の会議録署名委員は、「沖田委員」と「青地委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いします。
それでは、次第に従いまして、「1 議案」に移ります。
「議案第7号 東近江市教育委員会職務の特殊性等による考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」担当課から説明をお願いします。

教育総務課長 （議案について説明）

教育長 続きまして、「2 協議事項」に移ります。
「令和6年度教育委員会事務局管理職の人事異動について」、担当から説明をお願いします。

教育総務課長 （教育委員会事務局管理職の人事異動について説明）

教育長 次に、「教育長職務代理者の選任について」ですが、山本委員の教育長職務代理者の任期は、3月23日までとなっており、教育長職務代理者を選任する必要がございます。
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項」では「教育長に事故がある

教育長	とき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」となっており、教育長の職務を代理する者をあらかじめ教育長が指名をしておく必要があります。従いまして、青地委員に教育長職務代理者をお願いしたいと思っております。
青地委員	(教育長職務代理者 承諾)
教育長	この件につきまして、御意見等がありますでしょうか。
各委員	(委員 異議なし)
教育長	御異議がないようですので、青地委員に教育長職務代理者をお願いいたします。 任期は、令和6年3月24日から令和7年3月23日までの一年間となります。よろしく お願いします。 以上で、全ての協議事項が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませ んか。 それでは、ここで事務局から「当面の日程」について連絡があります。
事務局	(事務局から連絡)
教育長	それでは、以上をもちまして令和6年第2回教育委員会臨時会を終了させていただきます す。本日は長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議終了 午後3時40分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
